（仮称）郡山市歴史情報・公文書館基本構想

2019 年 3 月

郡 山 市

はじめに

～「郡山の歴史・文化遺産」をまもり、伝え、そして未来（あす）へ～

郡山市は、明治初期の「安積開拓・安積疏水開さく事業」をはずみとして、農業の発展のみならず、工業の近代化、さらには、新産業都市指定に伴う商業、工業の活性化など、産業のバランスが取れた商工業都市として発展してきました。また、東北新幹線や東北・磐越自動車道が縦横に交差する高速交通網の拠点となっており、人・モノ・情報が集まる「陸の港」として、福島県をリードする「経済県都」として成長を続けております。

本市は歴史的に東北・北陸・関東地方に接する地理的位置が大きな要因となり、原始・古代から、東西南北の文化が交錯する「知の結節点」として発展してきた豊かな地域であり、多地域との交流によって特徴ある歴史･文化が形成されてきました。それらを示す特色ある考古資料など、本市が所有する歴史資料は膨大な量になっており、その保存と活用が課題となっています。

一方、地域に遺された貴重な文化財等の歴史・文化遺産も、近年、少子高齢化や人口減少など社会が大きく変化する中で、担い手の不足などにより、まもり引き継いでいくことが困難になりつつあることが危惧されております。

2019 年４月に施行される「文化財保護法」改正の趣旨では、地域における文化財の総合的な保存と活用が掲げられ、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいく必要性が明記されております。

また、地方創生を推進する上でも、地域の歴史・文化を掘り起こし、一層磨きをかけ、個性豊かな地域として、その魅力や価値を国内外に発信していくことがますます重要となることから、本市としましては、「郡山の歴史・文化遺産」を保全・整備活用し、情報発信するとともに、次世代へ継承していくための拠点施設「(仮称) 郡山市歴史情報･公文書館」の整備を進めて参ります。

さらには、郡山の歴史的特質である「交流」、「多様性」、「境界性」は、福島県の歴史的特質でもあるといえます。「こおりやま広域連携中枢都市圏」の形成を進める本市としましては、日本史の中の郡山、世界史の中の郡山という視点に立ち、「福島県のリーディングシティ」として豊かな歴史・文化を発信して参ります。そして、未来（あす）を担う子ども達とともに、あらゆる世代が集い、学び、輝くことができる施設を目指して参ります。

結びに、本構想の策定に当たり、熱心な御議論を賜りました有識者懇談会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見を賜りました市民や関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

2019 年３月
郡山市

目 次

１．背景と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

（１）施設整備の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

（２）課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

２．施設の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・ 3

（１）基本構想策定の経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3

（２）施設整備の意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

（３）基本理念と目指すべき施設像 ・・・・・・・・・・・ 5

（４）ターゲットの確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

３．事業計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

（１）事業展開の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

（２）類似施設との連携方法の検討 ・・・・・・・・・・・ 11

（３）本市施策との関係性 ・・・・・・・・・・・・・・・ 11

４．施設計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

（１）計画地周辺特性の整理 ・・・・・・・・・・・・・・ 14

（２）敷地（建設候補地）の検討 ・・・・・・・・・・・・ 15

（３）施設計画の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

（４）導入施設機能の想定 ・・・・・・・・・・・・・・・ 18

（５）収蔵資料計画（資料保管、保存）の検討 ・・・・・ 20

５．展示及び交流に関する計画 ・・・・・・・・・・ 22

（１）展示テーマ及び展示基本方針の検討 ・・・・・・・ 22

（２）展示構成の考え方の検討 ・・・・・・・・・・・・・ 25

（３）展示展開の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

（４）展示手法についての考え方 ・・・・・・・・・・・・ 29

（５）交流についての考え方 ・・・・・・・・・・・・・・ 30

６．整備スケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

１．背景と課題

（１）施設整備の背景

郡山市（以下「本市」）は東北、北陸、関東地方につながる陸上交通の結節点として重要な位置を占め、原始・古代から、「東西南北からの文化の交錯点」として、「多様性」、「境界性」といった特質をもち、歴史的に発展してきた豊かな地域です。

その地理的、歴史的特質から、特色ある歴史・文化が育まれ、それらを物語る歴史資料が数多く蓄積されています。これら貴重な歴史資料は「市民共有の知的資源」であり、適切に保存し、積極的な活用を図る必要があります。

また、2011 年４月に施行された「公文書等の管理に関する法律」では、地方公共団体においても「その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」としており、歴史的公文書等についても適切な保存及び利用等を図る必要があります。

さらには、2016 年４月には、本市が猪苗代町と共同申請したストーリー『未来を拓いた「一本の水路」―大久保利通“最期の夢”と開拓者の軌跡 郡山・猪苗代―』が文化庁で認定する「日本遺産」に認定となりました。これを契機に、地域の歴史・文化遺産のより効果的な保存・活用を求める機運が高まっております。

これら日本遺産認定ストーリーや、歴史的公文書等を含めた歴史資料の積極的な活用をとおして、郡山の「多様性」や「独自性」を再認識・再発見し、郷土に対する誇りやアイデンティティーの形成・継承を図ることができる拠点施設が必

要な状況となっています。

（２）課題

郡山の歴史を総合的に発信する施設である歴史資料館は、施設建設から 60 年が経過し、躯体及び設備の老朽化が著しく、資料保存環境も適正とはいえない状況となっています。

また、考古資料をはじめとする歴史資料は、旧福良小学校等に分散して保管されていることから、後世へ資料を伝えるための適切な保存環境の整備や公開が十分に行われていない状況となっています。歴史的公文書等についても、今後、選別の基準等のしくみをつくり、閲覧等の利用を図る必要があります。

郡山の歴史は、「安積開拓、安積疏水により、近代以降に急速に発展した」というイメージが根強い一方で、これまでの発掘調査の成果等により、原始・古代から、「知の結節点」として発展してきた豊かな地域であることが明らかになっています。

歴史資料及び歴史的公文書等の適正な保存と効果的な活用をとおして、豊かな地域史像を描き出し、さらには、地域に遺された貴重な文化財等も含めた「郡山の歴史・文化遺産」の保全、整備活用を進め、魅力や価値を国内外に発信するとともに、次世代へ継承を図る必要があります。

交流を物語る代表的な考古資料

～縄文時代～

北陸との交流を示す火焔型土器

～古墳時代～

朝鮮半島との交流を示す須恵器

～奈良・平安時代～

奈良との交流を示す二彩浄瓶

※円寿寺所蔵（国指定重要有形文化財）

２．施設の基本的な考え方

（１）基本構想策定の経緯

本市では、市内に点在する歴史資料の適正な保存と効果的な活用の在り方を検討するため、2014 年 12 月に有識者や公募委員から構成される「郡山市歴史資料保存整備検討委員会」を設置し、歴史資料の収集、保存、整備、活用についての検討結果を 2015 年 11 月に『郡山市歴史資料保存整備検討委員会報告書』として報告いただきました。

この中で、「郡山の歴史・文化遺産」を保全、整備活用し、次世代に継承していくための拠点施設として「（仮称）郡山市公文書・歴史情報館」の整備の必要性の提言を受けたところであります。

提言を具現化するため、2016 年７月に「（仮称）郡山市公文書・歴史情報館基本構想に係る懇談会」を設置し、2017 年２月に『（仮称）郡山市公文書・歴史情報館基本構想について―（仮称）郡山市公文書・歴史情報館基本構想に係る懇談会意見に基づく草案―』がまとめられ、施設が目指すべき在り方が示されました。

本構想は、これらの成果を本施設の基本コンセプトとして、その実現に向けて施設や展示等の具体的な方向性について検討したものになります。

なお、庁内での検討を踏まえ、本構想から施設名称を「（仮称）郡山市歴史情報・公文書館（以下「本施設」）」といたします。

（２）施設整備の意義

ア　歴史資料及び歴史的公文書等の収集と管理、公開責任

本市が所蔵する歴史資料の中には、必ずしも適切な環境で保存されているとはいえないものもあります。歴史資料を誰もが主体的に利用できる状態で管理・保存し、公開する責任を果たす必要があります。

また、保存期間が満了した行政文書のうち、歴史的に価値のあるもの歴史的公文書等として選別収集し、誰もが主体的に利用できる状態で管理・保存し、公開する責任を果たす必要があります。公文書館機能は、本市の歴史や政策の沿革を示す歴史的公文書等を体系的に次世代へ継承していくものであり、「市民共有の知的資源」として閲覧等に供することで、現在及び将来の市民に対する説明責任を果たすことができます。

イ　歴史資料及び歴史的公文書等の活用による豊かな地域史像の確立

市民の歴史認識は、「安積開拓以降に急速に発展した郡山市」というイメージが大多数を占めていますが、郡山は原始・古代から、「東西南北からの文化の交錯点」として、「多様性」「境界性」を内包し、歴史的に発展してきた豊かな地域です。このような歴史的特質をもつ本市においては、各郷土史研究会が歴史研究の成果を上げ、『郡山市史』は 10 年ごとに編さんされてきました。それらの成果を踏まえ、今後、更なる歴史資料及び歴史的公文書等の活用により、豊かな地域史像を描き出すことで、郡山が日本全体の歴史の中で、どのような役割を果たした地域だったか認識することができ、日本の中における郡山の歴史的位置への理解を深めることができます。

ウ　市民の誇りとアイデンティティーの形成、継承

町村合併により広大な面積をもつ本市は、各地域がそれぞれに異なった風土、生活、文化をもっており、このような地域の「多様性」が郡山の歴史的特質とも重なっています。日本遺産認定ストーリーや歴史資料及び歴史的公文書等の活用により、豊かな地域史像を描き出し、「多様性」や「独自性」を再認識・再発見することで、市民の郷土に対する誇りやアイデンティティーの

形成・継承に寄与することができます。

エ　「郡山の歴史・文化遺産」をまもり、活かすまちづくり

歴史資料及び歴史的公文書等を活用し、情報を発信することで、市民の関心が高まり、市政の発展と市民の幸福のために絶えず地域の歴史・文化を顧みる意識が醸成されます。そのことにより、「郡山の歴史・文化遺産」の次世代への継承が図られるとともに、産業や観光振興、地域の活性化にも寄与することができます。

（３）基本理念と目指すべき施設像

ア　基本理念

基本コンセプトを踏まえ、基本理念を設定します。これは、本施設の事業活動や運営を検討する上での拠り所となるものです。

過去と未来（あす）をつなぎ、郷土への誇りを育む「知の結節点」となる拠点施設

- 郡山の豊かな地域史像を市民が再認識・再発見する場の提供を通じて、郷土に対する誇りやアイデンティティーの形成・継承を図ります。
- 本施設を拠点として、市民と行政が一体となって「郡山の歴史・文化遺産」をまもり、活かすまちづくりを進め、地理的・文化的にも交錯点であった郡山の過去と未来（あす）をつなぐ「知の結節点」として、情報を広く国内外にも発信していくことで、産業や観光振興など地域活性化に寄与する役割を担うことを目指します。

イ　本施設が目指すべき施設像（基本的方向性）

「市民共有の知的資源」を活かし
郡山の未来（あす）につながる拠点

本施設は、「市民共有の知的資源」としての歴史資料及び歴史的公文書等の適正な保存管理と効果的な活用を図るとともに、「郡山の歴史・文化遺産」を発信し、次世代に継承する拠点を目指します。

ウ　本施設が継承・発信すべき郡山の歴史的特質（魅力）

- 東西南北からの文化の交錯点（交流の歴史、「知の結節点」）
- 東北・北陸・関東地方に接する地理的位置（境界性）
- 町村合併により広大な面積をもち、各地域がそれぞれに異なった風土、生活、文化をもつ（多様性）

エ　備えるべき機能と役割

- 郡山の歴史を未来（あす）に継承する機能

  歴史資料を収集、保存、整理し、「市民共有の知的資源」として未来（あす）に継承し、市民の知る権利を保障するとともに、管理責任・説明責任を果たします。

- 地域の歴史を学ぶ拠点としての機能

  歴史資料を適正な管理により保存し、市民が郡山市で培われてきた歴史や文化に触れることでその知識と理解を深め、貴重な資料を活用し、地域の歴史を学ぶ拠点としての機能を提供します。

- 歴史資料を媒介とした市民交流拠点としての機能

施設の活動に市民が積極的に関われるよう、資料の調査や収集・整理、歴史講座の開催等に、広く参加できる仕組みを作るとともに、市民がいつでも気軽に訪れることができ、歴史資料に触れ、歴史に親しむことができる環境を整備することで、歴史資料を媒介とした市民交流の拠点とします。

- 公文書館としての機能

歴史的公文書等は、健全な民主主義の根幹を支える「市民共有の知的資源」として、市民が主体的に利用できるようにすることが必要です。適切な保存及び利用等により、適正かつ効率的な行政運営を図るとともに、現在及び将来の市民の知る権利を保障し、管理責任・説明責任を全うするために、公文書館としての機能を設けます。

- 既存施設との有機的連携による地域活性化機能

本市は合併により多様な歴史的文化的特色、地域性が見られ、各地域ごとに歴史と文化の特色があります。地域に遺された貴重な資料や歴史・文化遺産を全て中央に集めるという従来型の発想ではなく、既存の文化施設等を活かしながら、ICT、デジタルデータ等の活用により、ネットワークを構築し、各地域と有機的な連携を図ります。また、地域の特色を活かしたメッセージ展示や日本遺産に関する展示を行うことで、魅力ある各地域への入口、フィールドへの誘いの場とします。

- 日本、世界への歴史・文化情報発信機能

郡山の歴史的特質である「多様性」、「境界性」は、福島県の歴史的特質ともいえます。諸文化圏の境界に位置して、交流の拠点となり、知の集積地となってきた郡山は、現在だけでなく、原始・古代から「知の結節点」であったといえます。日本、さらには世界の中における郡山の歴史的位置を提示し、「福島県の顔」として豊かな郡山の歴史･文化を発信する拠点を整備します。

※『郡山市歴史資料保存整備検討委員会報告書』2015 年 11 月　郡山市歴史資料保存整備検討委員会及び『(仮称) 郡山市公文書・歴史情報館基本構想について－(仮称) 郡山市公文書・歴史情報館基本構想に係る懇談会意見に基づく草案－』2017 年 2 月　より整理。

オ　博物館機能・埋蔵文化財収蔵機能・公文書館機能の複合化

- 備えるべき機能と役割を踏まえ、郡山の歴史的特質である「交流の歴史」、「多様性」、「境界性」の発信を図るため、博物館機能・埋蔵文化財収蔵機能・公文書館機能が複合化した新しいかたちの施設の具現化を目指します。

（４）ターゲットの確認

次の世代（子どもたち）を中心として、
本市を訪れる幅広い層も含めてターゲットに設定

- 基本理念、目指すべき施設像を踏まえ、歴史資料に高い関心や利用目的を持つ層だけでなく、次の世代（子どもたち）をターゲットの中心に設定します。

- 本市では、産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所や、ふくしま医療機器開発支援センターの立地を契機とした産業集積が進展する強みを生かし、産業・医療・スポーツなど多様なコンベンションの誘致、さらにはこれらを起点としたアフターコンベンションにも積極的に取り組んでいます。また、日本遺産にも認定された安積疏水にまつわるストーリーなど豊かな歴史に根ざした本市の地域資源を活用した積極的なインバウンド観光への対応も推進していることから、会議や観光で本市を訪れる幅広い層も含めてターゲットに設定します。

3．事業計画

（1）事業展開の考え方

「交流の歴史」アーカイブを事業の核として、
さまざまな“つながり”を築き、未来（あす）を創る

- 市政運営の最上位指針である「あすまちこおりやま（郡山市まちづくり基本指針）」の考え方を踏まえた事業展開を図ります。
- 「交流の歴史」を継承するアーカイブを事業の核として、「各地域とのつながり」、歴史の継承を担う「ひとのつながり」、「既存文化施設とのつながり」、さらには、「こおりやま広域連携中枢都市圏とのつながり」など、さまざまな“つながり”を築き、未来（あす）を創る事業展開を目指します。

事業の展開イメージ

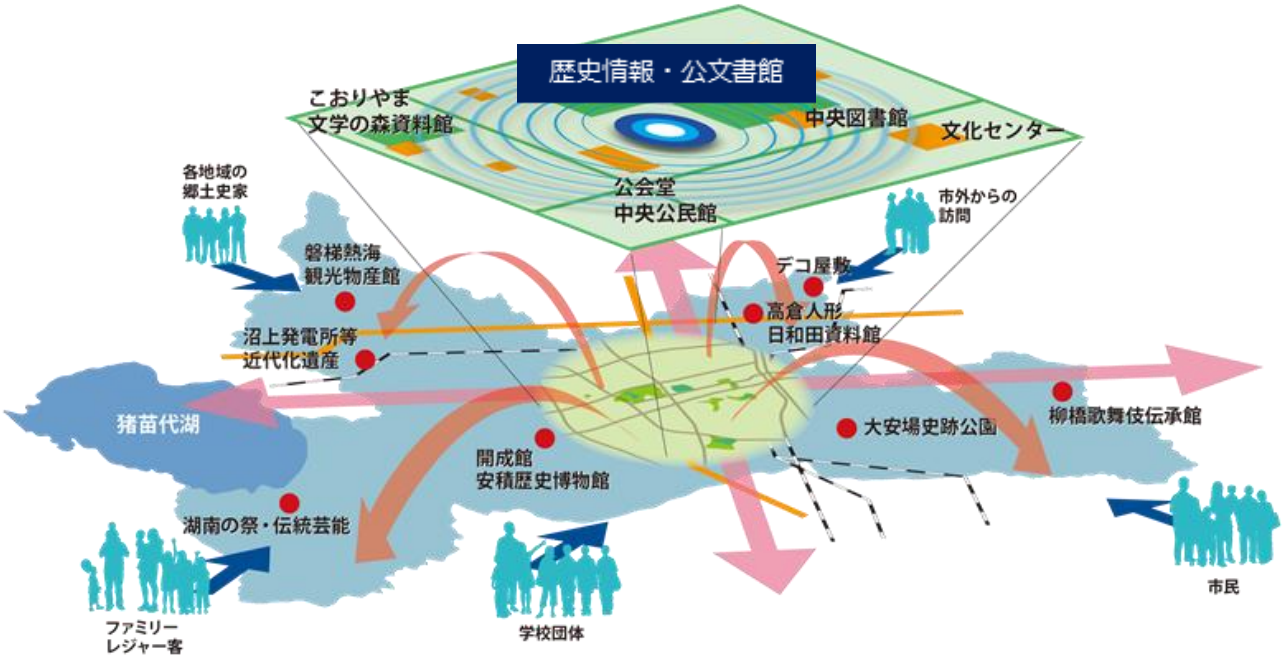

● 事業展開の考え方に基づき、本施設では、次の３つの事業に取り組みます。

ア　収集・調査研究事業

本市に関する歴史資料の収集・整理・保存と調査研究活動及び資料の公開や閲覧・貸出等を行います。

特に、歴史的公文書等については保存期限が満了した行政文書の中から、歴史的な価値を有する文書の選別が必要になることから、今後基準等を定め、選別収集を推進します。

本施設における事業の構成（案）

さらに、適正な保存・管理と効果的な活用を図るため、所蔵資料のデジタル化を推進します。

イ　歴史情報発信事業

歴史資料を活用した常設展や企画展等による「交流の歴史」の情報発信を推進します。また、イベント等を通じた市民の関心と郷土へ誇りの醸成を図るとともに、学校教育や生涯学習の支援を推進します。

ウ　市民交流事業

郡山の歴史・文化の魅力を市民が共有し、発信していく場や機会を提供するとともに、気軽に集い、交流し、参加できる事業を展開します。

また、「こおりやま広域連携中枢都市圏」の形成を推進するため、広域圏を構成

する自治体と、「ヒト、モノ、情報」の積極的な交流を図ります。

（２）類似施設との連携方法の検討

「こおりやま広域連携中枢都市圏」の形成を進める構成自治体との、収蔵資料の相互貸し出し、収集・保存や教育普及等に関する協力及び協働事業の実施、日常的な情報交換や活動成果の相互発信等の連携を推進します。

また、県内外の類似施設との連携も積極的に図り、郡山の歴史・文化、さらには「こおりやま広域連携中枢都市圏」の歴史・文化の情報発信を図ります。

（３）本市施策との関係性

本市が進める施策と本施設の関係は次のように整理できます。

ア　「あすまちこおりやま（郡山市まちづくり基本指針）」

市民の想いや願いをつなぐ「あすまちこおりやま」推進拠点

- 郡山の歴史・文化への市民の誇りを醸成するとともに、先人たちの「フロンティアスピリット」を受け継ぎ、共有する拠点となります。
- 「国内外に発信できる、自慢の地域資源があるまち」を目指し、「まちの歴史や文化を市民がよく理解し、親しみを持てる」よう事業を展開します。
- 大綱Ⅱ「交流・観光の未来」、大綱Ⅲ「学び育む子どもたちの未来」の施策推進の拠点を目指します。

イ　「こおりやま広域連携中枢都市圏」の推進

先人に学び、全世代の参画で圏域の未来を拓く取組に貢献

- 本施設は、連携中枢都市宣言書の基本的考え方である「圏域の未来を担う若い世代、次の世代が十分に力を発揮できる機会と場を創出し、先人の知恵にも学びつつ、全世代参画型の将来展望と課題解決策を構想する」取組の推進を図ります。

ウ　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の推進

みんなの街を未来へつなげるために

- 本施設の整備を通し、ゴール４「すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」及びゴール１１「包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」の目標達成を目指します。

※ＳＤＧｓ（エスディージーズ）：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015 年に国連サミットにおいて全会一致で採択された、2016 年から 2030 年までの世界共通の目標です。貧困、教育、気候変動、産業やジェンダーなど、17 のゴールとそれぞれの下により具体的な 169 項目のターゲットがあります。”誰一人取り残さない（no one will be left behind）”社会の実現のために先進国も途上国もすべての国が関わって解決していく目標です。

エ　郡山市公共施設等総合管理計画

「歴史・シンボル施設」の課題解決を図り、施設の最適化を検討

- 本市の「歴史・シンボル施設」が抱える「老朽化等により、資料の保存

に適していない環境」等の課題解決を図ります。

- 整備検討にあたっては、個別計画に基づき、施設の最適化を図るため、歴史資料館、民俗資料収納庫、旧福良小学校の集約化・複合化を検討します。

オ　市史編さん事業

１０年ごとに編さんされてきた特筆すべき『郡山市史』の成果反映

- 継続して編さんされてきた『郡山市史』の成果の反映を図ります。また、市史編さん事業と連動し、今後、更なる地域に根ざした歴史資料の所在確認、収集、記録、保全、活用を進め、郡山が日本全体の歴史の中で、どのような役割を果たした地域だったかを明らかにしていくとともに、日本の中における郡山の歴史的位置の理解を深められるよう努めます。

カ　郡山震災アーカイブ事業

震災の記録や資料を歴史的公文書等として位置づけ

- 東日本大震災や東京電力第一原子力発電所事故の記録や記憶を風化させることなく後世に継承するため収集した記録や資料を、歴史的公文書等として捉え、災害史として、さらには防災教育としての活用を図ります。

４．施設計画

（１）計画地周辺特性の整理

歴史と緑にあふれた、市民の憩いと
文化・交流の拠点としての麓山地区

本施設の整備を検討する麓山地区は、旧郡山における市街地の中心に位置し、本市発展の歩みを伝える歴史的建造物や公園・緑地、多くの市民が利用する公共公益施設、教育施設があります。

また、「麓山通り」「文化通り」の大通りに面しており、交通アクセスの利便性も良い地区となっています。

施設整備にあたっては、駐車場の確保が懸案となることから、ピロティ式による駐車場又は、立体駐車場並びに景観に配慮した周辺環境の整備についても検討いたします。

麓山地区の立地環境／計画地周辺

国土地理院

麓山地区の立地環境／広域　※赤文字★印は日本遺産構成文化財

麓山地区を広域の視点からみると、「麓山通り」を介して開成館や開成山の桜、「文化通り」を介して旧福島県尋常小学校本館などの日本遺産構成文化財とつながっており、日本遺産構成文化財を巡る上での重要な位置にあります。

（２）敷地（建設候補地）の検討

本施設の建設候補地となる麓山地区には、次のような優位性、必然性があります。

- 「麓山地区が相応しい」とした「郡山市歴史資料保存整備検討委員会報告書」での有識者意見に適合しています。
- 「郡山市都市計画マスタープラン 2015」における「歴史と緑の生活文化軸」の形成を推進します。
- 宿場町昇格（1824 年）を記念して造られた麓山公園、市制施行（1924 年）を記念して建設された郡山公会堂、旧市庁舎の県郡山合同庁舎など、本市発展の歴史に触れ、感じることができる歴史的建造物等が点在し、これらと有機的な連携を図ることで、歴史・文化を活

かしたまちづくりを推進する拠点となり得ます。

- 安積疏水通水当時の終着点の一つである「麓山の飛瀑」が隣接し、日本遺産構成文化財回遊のゲートウェイ（入り口）となり得ます。
- 中央図書館、中央公民館、公会堂等の文化施設集積地区としての相乗効果が期待できます。
- 21 世紀記念公園・麓山の杜と麓山公園に囲まれた、緑豊かな市民の憩いのエリアとしての集客力を活かすことができます。
- 交通アクセスは、公共交通機関（バス）、自家用車ともに高い利便性を持っています。

（３）施設計画の考え方

郡山の歴史を軸に、“地域、ひと、未来（あす）をつなぐ”、にぎわいと交流のオープンな施設づくり

- 本市における「知の結節点」として、郡山の歴史を軸に“地域、ひと、未来（あす）をつなぐ”施設を実現することを、施設計画の基本的考え方とします。

ア　施設に求められる方向性

- 一般市民が気軽に入れる、集える施設づくり
- 保存と継承、出会いと発見、未来への交流と創造が連携する施設

- 周辺施設との相互利用を考慮した“地域とつながる施設”
- 郡山の魅力発信を担う施設としてのシンボル性と発信力
- 将来を含めた収蔵資料の量に対応可能な施設規模の確保

イ　施設構成の考え方

保存施設と展示施設を多様な交流機能でつなぐ

本施設が取り組むべき３つの事業に対応して、収蔵庫等を中心とする「保存施設」（収集・調査研究事業）、常設展示室と企画展示室からなる「展示施設」（歴史情報発信事業）、エントランスや多目的ルーム、体験学習室等の「交流・その他施設」（市民交流事業）の３つで本施設を構成します。

施設構成概念図

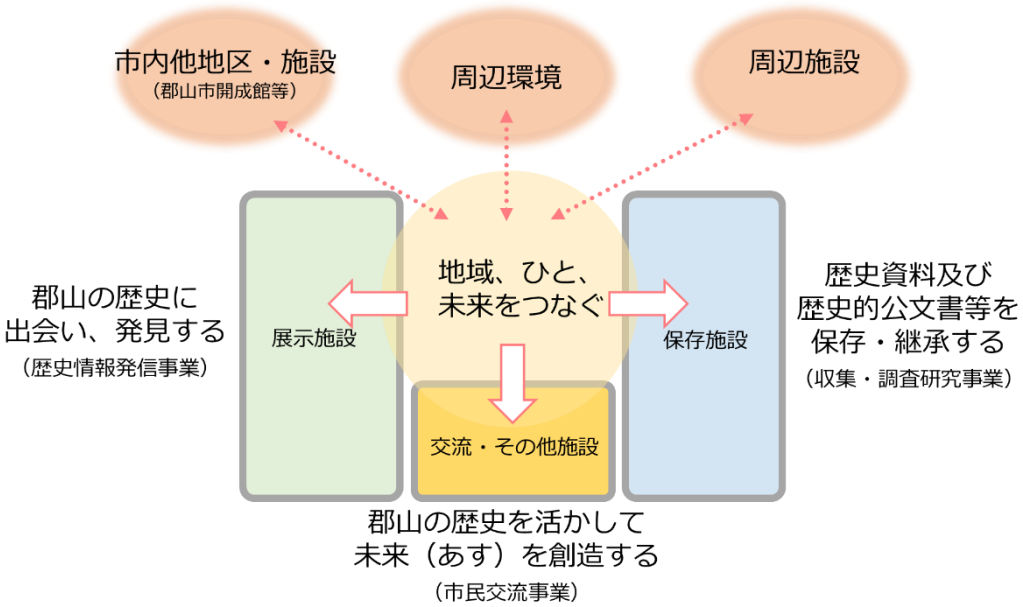

「交流・その他施設」は、「保存施設」と「展示施設」をつなぎ、さらには、麓山地区周辺の文化施設や、各地区の歴史・文化遺産等と本施設をつなぐ役割を果たす施設としての位置づけを図ります。

（４）導入施設機能の想定

ア　必要諸室・機能

施設構成の考え方に基づき、「保存施設」、「展示施設」及び「交流・その他施設」に必要となる諸室・機能を抽出・整理すると次のとおりです。

施設区分必要諸室・機能一覧

展示施設	交流・その他施設		保存施設
●常設展示 ・歴史展示 ・日本遺産展示 ●企画展示室	●エントランス ●多目的ルーム ●資料閲覧室 ●情報コーナー ●研修室 ●講堂	●サーバー室 ●体験学習室 ●事務室 ●展示準備室 ●共用施設 ●多目的広場 （※屋上）	●収蔵庫 ・考古資料 ・古文書 ・歴史的公文書等 ・民俗資料 ●特別収蔵庫 ●資料整理室 ●資料撮影室 ●燻蒸室 ●研究室 ●収蔵展示見学コーナー

イ　基準面積の考え方

「郡山市公共施設等総合管理計画」の指針を踏まえ、資料を保管する既存施設及び公文書館機能（保存期間が満了した行政文書のうち、歴史的に価値のあるもの歴史的公文書等として選別収集し、誰もが主体的に利用できる状態で管理・保存し、公開する機能）から本施設の基準となる延床面積を算出すると約 3,000 ㎡程度となります。

ウ　施設利用者別動線と諸室・機能の関係性

来館者、職員、資料それぞれの動線に基づき、必要諸室・機能の関係性を整理し、施設機能の構成をイメージすると次のような図となります。

施設機能構成イメージ図

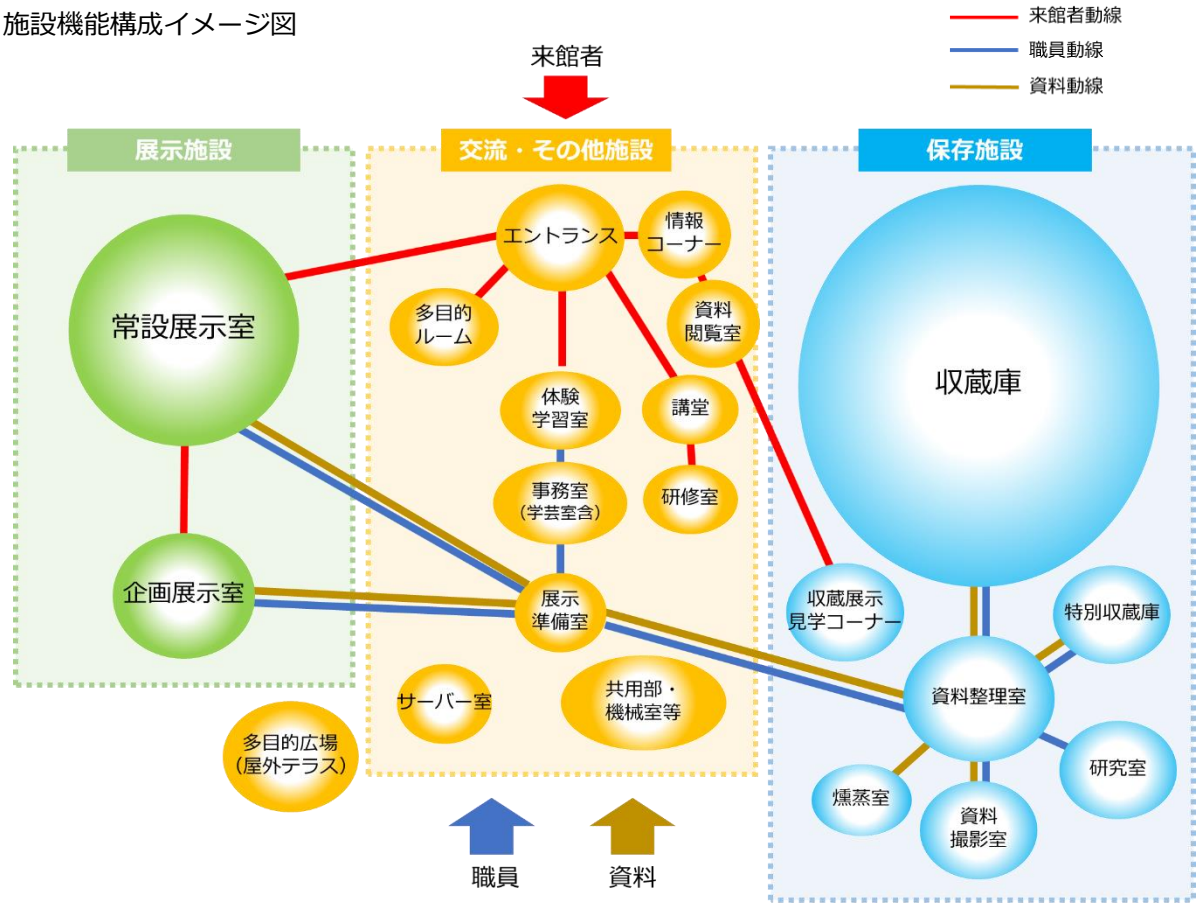

諸室・機能別一覧

※上記の項目は、仮のものであり、資料の特性に応じた間取りや保存環境等、詳細については今後の計画や設計段階において、再度有識者の意見等を踏まえ検討します。また、将来的な資料増加を考慮すると、他の既存施設利活用の検討も必要となります。その際には、文化財収蔵庫として適切な機能を備えることが必要となります。

（５）収蔵資料計画（資料保管、保存）の検討

ア　資料保管の現状

本市が保有する資料には考古資料、文書資料及び民俗資料があります。資料は市内五か所に分散して保管されており、その場所、数量等は次のとおりです。

保管場所別所蔵資料一覧

資料	保管場所	保管状態		タイプ	数量（個）
考古資料	旧福良小学校	パレット		A	10,148
				B	1,477
				C	78
				D	10
		計			11,713
	大安場史跡公園	パレット		A	58
				B	22
				C	0
				D	0
		計			80
	文化財調査研究センター（喜久田公民館畑田分室）	パレット		A	190
				B	97
				C	5
				D	5
		計			297
					12,090
文書資料	郡山市歴史資料館	歴史文書	中性紙箱		1,465
		行政文書	中性紙箱		285
		合計			1,750
民俗資料	蒲倉収蔵庫（４カ所）	棚置き			－

(パレットタイプ別保管個数)

タイプ	サイズ	個数合計
A	幅440mm×奥行600mm×高さ140mm	10,396
B	幅440mm×奥行600mm×高さ290mm	1,596
C	幅640mm×奥行640mm×高さ700mm	83
D	幅330mm×奥行1,340mm×高さ140mm	15
合計		12,090

本市が保有している歴史資料の現地調査から、本市における資料保存には次のような課題があります。

- 市内広域に分散収蔵していることによる資料管理の不便さ
- 既存施設利用による不適切な保管環境（資料破損の恐れ、防犯・温度・湿度・防塵・防虫・防菌の管理ができていない等）

イ　望ましい資料保管の在り方について

資料保存の現状と課題を踏まえ、本市における今後の資料保管は、分散している資料を一括で収蔵し、資料保存及び研究・運用における環境と利便性を向上させることが必要と考えられます。

※ア～ウ「資料　1．本市が保有している歴史資料調査」参照

ウ　本施設において必要となる収蔵施設面積

本市で保管している歴史資料をすべて保管する場合、現有資料のみで、約 1,160 ㎡ が必要※となります。

また、今後の資料増加などを考慮すると、収蔵庫としては約 1,600 ㎡程度必要となることが見込まれます。

なお、資料の特性に応じた間取りや保存環境等、詳細については今後の計画や設計段階において、再度有識者の意見等を踏まえ検討する必要があります。

※「資料　2．歴史資料の収蔵に必要なスペース」参照

５．展示及び交流に関する計画

（１）展示テーマ及び展示基本方針の検討

ア　展示のテーマ（仮）

「交流」と「多様性」ー郡山の交流史を紐解くー

来館者自らが郡山の歴史を紐解き、辿りながら、「交流」、「多様性」という歴史的特質による「郡山ならでは」の歴史を再発見し、郷土の誇りとして共有できる展示の展開を図ります。

イ　展示の基本的考え方

- 郡山の歴史的特質である「交流」、「多様性」、また「境界性」を軸に、日本史の中の郡山、世界史の中の郡山という視点をもち、原始から現代までの歴史を総合的に紹介します。
- 自ら考え、想像し、歴史を紐解く体験学習展示を導入し、来館者の興味を引き出し、歴史の理解とさらなる探求意欲を高める工夫を図ります。
- 郷土への誇りを育み、まちづくりや地域活性化に貢献する施設となるよう、先人たちの「交流の歴史」で来館者を導いていくシンボリックな空間を設け、「過去（これまで）があって、現在（いま）があり、そして未来（あす）へとつながっていくこと」を印象的に伝え、郡山のアイデンティティの共有を図ります。
- 資料展示やアーカイブ展示など、本施設が保有する多様で豊富な資料を活

用して、各時代における郡山の姿を多彩な角度から展示紹介し、来館者のふるさとの歴史に対する理解促進と、更なる知的好奇心の拡大を図ります。

- 歴史資料から歴史が紐解かれていく流れを実感し、歴史資料の収集・保存の重要性や研究業務への関心を高めるため、収蔵展示を検討します。
- 「こおりやま広域連携中枢都市圏」を構成する自治体が所蔵する歴史資料の貸し借りを促進し、交流をテーマとする企画展を開催することで、圏域の歴史・文化の情報発信を図ります。

※参考となる有識者意見

①『郡山市歴史資料保存整備検討委員会報告書』2015 年 11 月　より抜粋

・郡山市の特質は、東と西、関東と東北の文化・領域がせめぎあっている地域であり、それらを展示に反映すること。
・高速道路がクロスしているように、東西と南北の文化がぶつかるところが郡山市の歴史的な特徴であり、それが原始までさかのぼる遺跡の存在理由。それらの歴史資料をテーマとして打ち出していくべき。
・多様性と広域性の視野をもって日本・世界の中における郡山市の歴史的位置を提示すべき。
・郡山市民の歴史的・文化的特性が、開拓者としての進取性と多様性であるならばメッセージ展示にし、動的なものにすべき。
・数十年にわたる歴史・考古・民俗その他の資料収集の蓄積と、数次に及ぶ『郡山市史』編さんの成果に基づく、郡山市の歴史文化に関する新た

な展示を構築すべき。

・『郡山市史』の成果をデジタル化して積極的に活用すべき。

・模型やジオラマのような固定的展示は控えめにし、実物資料を中心に展示すべき。また、応用性や拡張性の高い展示を主体にすべき。

・ＩＴ機器は、将来の維持管理費が適正になるよう検討して導入すべき。

・資料閲覧やハンズオンなど直接触れる機会を設け、歴史資料に対する市民の親近感を育てる。

・子どもたちが郡山市の未来の姿を語り合えるワークショップやパネルディスカッションなどを定期的に開催すべき。

・荒井猫田遺跡の最新の研究を取り入れ、中世にとどまらない「交通」や「町場」のテーマ展示へと発展させること。

・東日本大震災（自然災害史）に関する資料の展示を行うべき。

②『（仮称）郡山市公文書・歴史情報館基本構想に係る懇談会意見に基づく草案』2017 年２月　より抜粋

常設展示室	ア　古代から現代に至るまでの歴史を、日本史の視点から展示します。 イ　郡山市の地域性や特色を示す内容を盛り込み、郷土への理解を深める展示を行います。 ウ　日本遺産に認定となったストーリー『未来を拓いた「一本の水路」』を取り上げ、構成文化財である開成館等に誘導するような理解への入り口となる展示を行います。
企画展示室	定期的に郡山市に関連するテーマ展示を行います。

（２）展示構成の考え方の検討

常設展示は、郡山の歴史を原始から現代まで、時系列で辿っていくストーリーを基本とする構成を検討します。

常設展示における時代区分（案）

時代		内容例
原始	郡山の旧石器時代 縄文と弥生の暮らし、	熱海遺跡とナウマン象、弥明遺跡のナイフ形石器、曲木沢遺跡と大型住居跡、妙音寺遺跡の火炎型土器、荒小路遺跡のハート形土偶、柏山遺跡の弥生土器、福良沢遺跡の籾痕
古代	古墳時代の交流 郡山 歴史の舞台へ	東北最大の前方後方墳「大安場古墳」、正直古墳群と石製模造品、南山田遺跡の須恵器 郡衙跡清水台遺跡、七ツ池遺跡と二彩浄瓶
中世	奥州支配と郡山	中世のまち荒井猫田遺跡、後醍醐天皇が築いた宇津峰城と南北朝の動乱、奥州支配の拠点篠川御所、伊達政宗と郡山合戦
近世	宿場・村・町の生活と文化	安積七宿の形成と発展、安積郡・田村郡の耕地と水利、『守山藩御用留帳』にみる村人の暮らし、繰り返される阿武隈川の洪水、郡山町商人の活躍、安積地方の戊辰戦争
近代	産業・交通・文化の発展	戊辰戦争からの復興政策、安積開拓と安積疏水、産業と交通の発達、文化の発達と展開、昭和恐慌、戦争への道等
現代	戦災・震災と郡山	郡山市の誕生と軍需産業の集積、郡山の空襲、戦災復興と高度経済成長、 東日本大震災と避難者の受け入れ、そして復興

※上記の項目は、仮のものであり、詳細については今後の計画や設計段階において、再度有識者の意見等を踏まえ検討する必要があります。

（３）展示展開の考え方

郡山の歴史を時系列で辿るストーリーを基本として、以下に示す多様な展示体験等を組み合わせることにより、来館者の学習意欲や好奇心を高める、魅力的ある展示空間の構成を図ります。

ア　展示展開例

（ア）導入展示

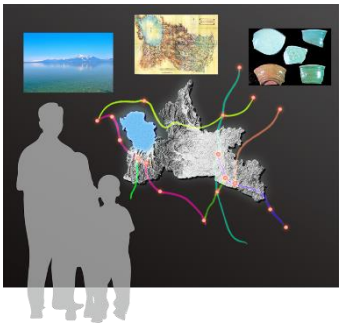

郡山の歴史が「交流」によって成り立ってきたことなど、歴史的な特質を印象的に伝える内容を検討します。

（イ）歴史展示

郡山の歴史を原始から現代まで、６つの時代区分に沿って辿る展示です。安積開拓と安積疏水など、日本遺産ストーリーに関する展示も歴史の時間軸に組み入れることを検討します。

①郡山通史年表

原始から現代までの出来事を一望できる年表で、歴史展示の時代インデックス（見出し）にもなる内容を検討します。

②紐解きレクチャー展示

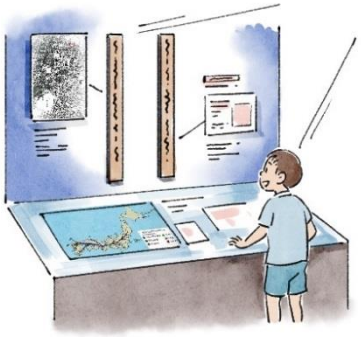

考古資料の文様の見方や文書資料の読み解き方、科学的な資料分析など、資料から歴史を解き明かす手法を体験的に学べる展示を検討します。

③交流ヒストリーロード

文書資料に記された言葉を象徴的に展示するなど、各時代の郡山を創った先人たちの息吹を感じることができる、シンボルとなる空間を検討します。

④紐解き発見展示

各時代における「交流」を伝える代表的な資料を展示し、その意味を来館者自身が「紐解きレクチャー展示」での学習を活かして考え、解いていく展示を検討します。

⑤歴史資料展示

実物資料の展示を中心に、かつての郡山の情景の再現や映像などによる解説などを複合的に展開。展示できない資料を映像検索で紹介するアーカイブ展示を行い、来館者の知的好奇心や情報ニーズに応える内容を検討します。

（ウ）日本遺産ストーリー“未来を拓いた「一本の水路」”展示

地域を大きく変えた安積疏水や先人の物語を AR や大型映像などで体感的に伝える内容を検討します。また、市内各地の日本遺産構成文化財へと誘う展示としての位置づけも検討します。

（エ）収蔵展示

本市の特徴である多様で豊富な資料を保管している収蔵庫が見学できるよう検討します。

イ　常設展示の展示構成例

次ページに展示構成例の概念図を示します。

原始から現代までを貫く「郡山通史年表」と「交流ヒストリーロード」を軸としながら、時代ごとに、来館者の好奇心を喚起し、各時代についてより深く、多様な視点から学ぶことのできる展示構成を検討します。

展示構成例の概念図

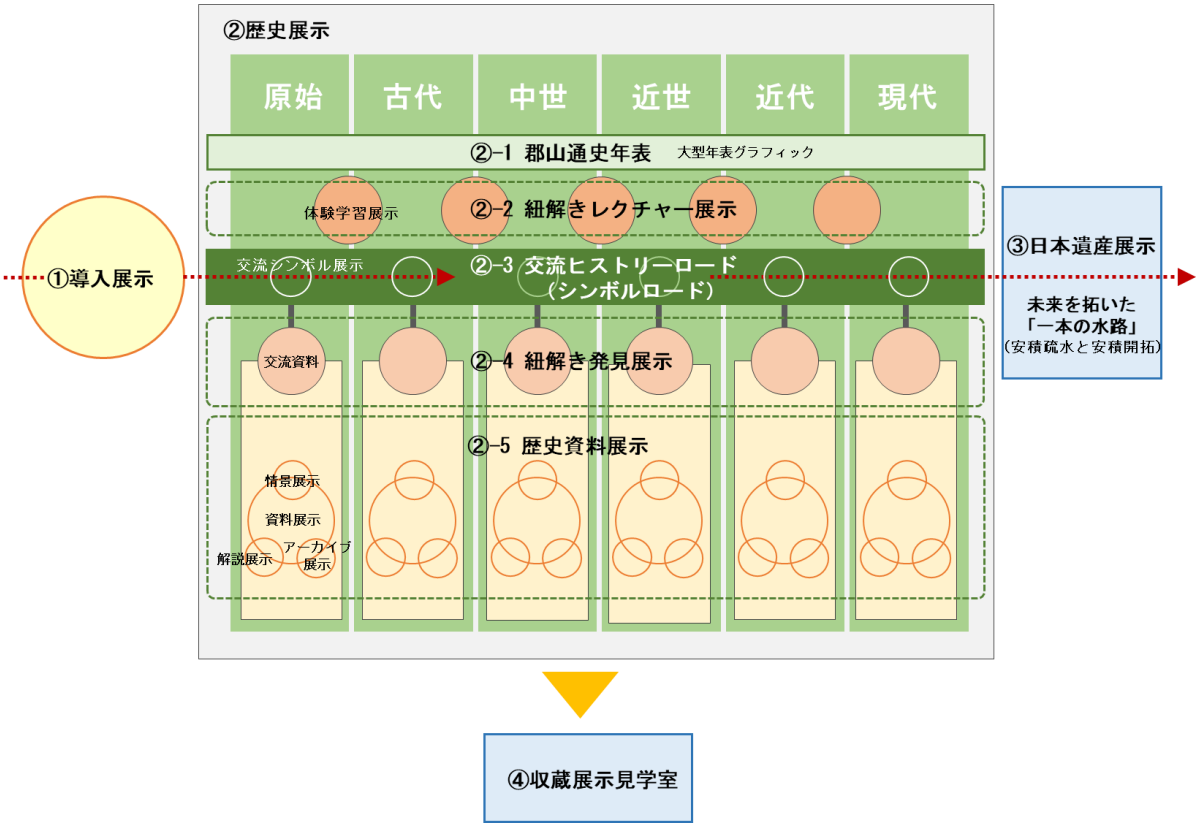

※上記の項目は、仮のものであり、詳細については今後の計画や設計段階において、再度有識者の意見等を踏まえ検討する必要があります。

（４）展示手法についての考え方

ア　考古資料展示の考え方

- 土器の形状や文様などを読み解き、その価値や資料の背景を理解することができる展示手法を検討します。

イ　文書資料展示の考え方

- 古い時代の資料は原文のままでは文章を読み解くことが難しいため、読み下し文や現代語訳を明示することでわかりやすく紹介する展示手法を検討します。

ウ　民俗資料展示の考え方

- 民俗資料は、資料から各時代の暮らしを想像しやすい資料です。そのため、資料が暮らしの中でどのように使われていたのか、また、現代の暮らしと比べるとどのような価値があるのか等を伝える展示手法を検討します。

エ　収蔵展示の考え方

- 多様で豊富な収蔵資料を有することも本市の大きな特徴で、文化の豊かさを象徴していることから、収蔵庫を公開する収蔵展示を検討します。

（５）交流についての考え方

ア　学校教育との連携による交流

- 学校教育との連携をはかり、郡山の歴史を、実物資料から学ぶ教育プログラムやバックヤードツアーなどをとおし、次の世代（子どもたち）との交流を図ります。

イ　家族層や市民を対象としたイベント開催による交流

- 市民の活動及び憩いのエリアとしての麓山地区の特性を生かして、家族層を対象とした郡山の歴史の魅力を発信するイベントをとおし、子どもから高齢者まで、幅広い市民の交流促進を図ります。
- 保存活動や調査研究活動について、親子や市民にわかりやすく紹介する活動を展開するとともに、市民がいつでも気軽に訪れることができ、資料に触れ、歴史に親しむことができる環境の整備を図ります。

ウ　「こおりやま広域連携中枢都市圏」との交流

- 市民及び「こおりやま広域連携中枢都市圏」内の住民を対象とした市民講座や歴史フォーラムの開催、また、所蔵資料の相互貸し出しによる企画展などをとおして、郡山の歴史・文化、さらには圏域内の歴史・文化の共有と市民交流を図ります。

エ　関係団体との交流

- 各行政区ごとにある郷土史研究会は、研究活動を盛んに行っていることから、連携・協働しつつ、地域の歴史・文化遺産を保全、活用し、

次世代への継承を図ります。

- 各郷土史研究会の研究成果の発表など、「市民がつくる展示」についても検討します。

オ　地域との交流

- 麓山地区周辺の文化施設との有機的連携により、文化施設集積地区としての相乗効果を図り、地域活性化に努めます。
- 日本遺産構成文化財をはじめとして、地域の歴史・文化についての情報発信を行い、魅力ある各地域への入口、フィールドへの誘いの場とします。
- 考古資料については、出土した地域での展示等、各地域での活用を積極的に図ります。

交流機能の概念図

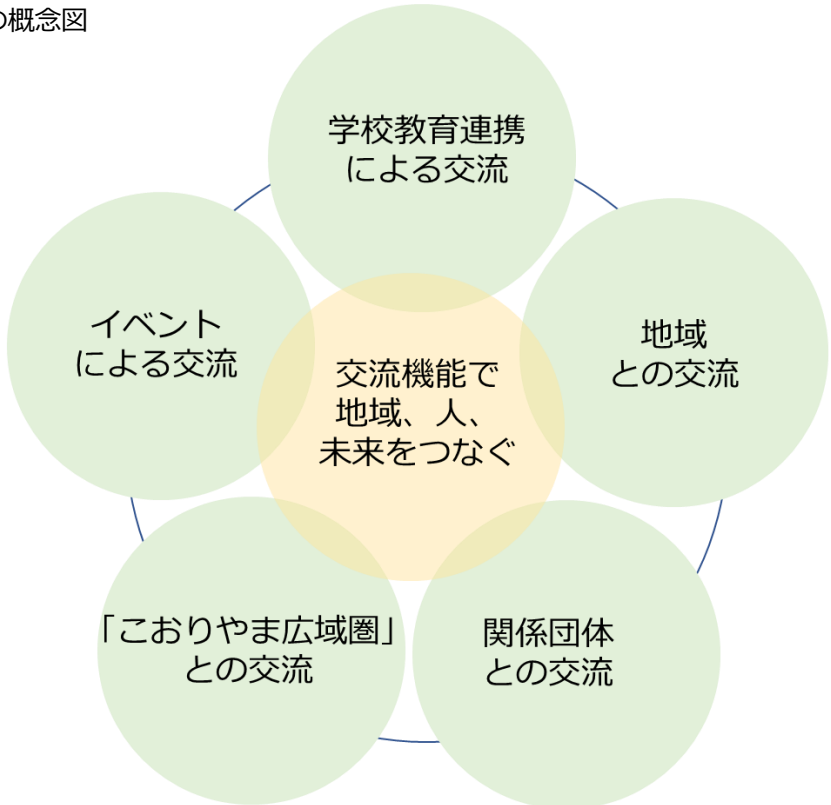

５．整備スケジュール

歴史資料の収蔵や管理の在り方を検討するとともに、財源確保に努めながら、早期の開館を目指します。

資 料

１．本市が保有している歴史資料の調査

（１）調査概要

現在、本市で保管している歴史資料の総量を把握するため、市内５か所（旧福良小学校、文化財調査研究センター、大安場史跡公園、歴史資料館、蒲倉収蔵庫）に保管されている考古資料、文書資料、民俗資料について現地調査を実施した。

【歴史資料関係施設位置図】

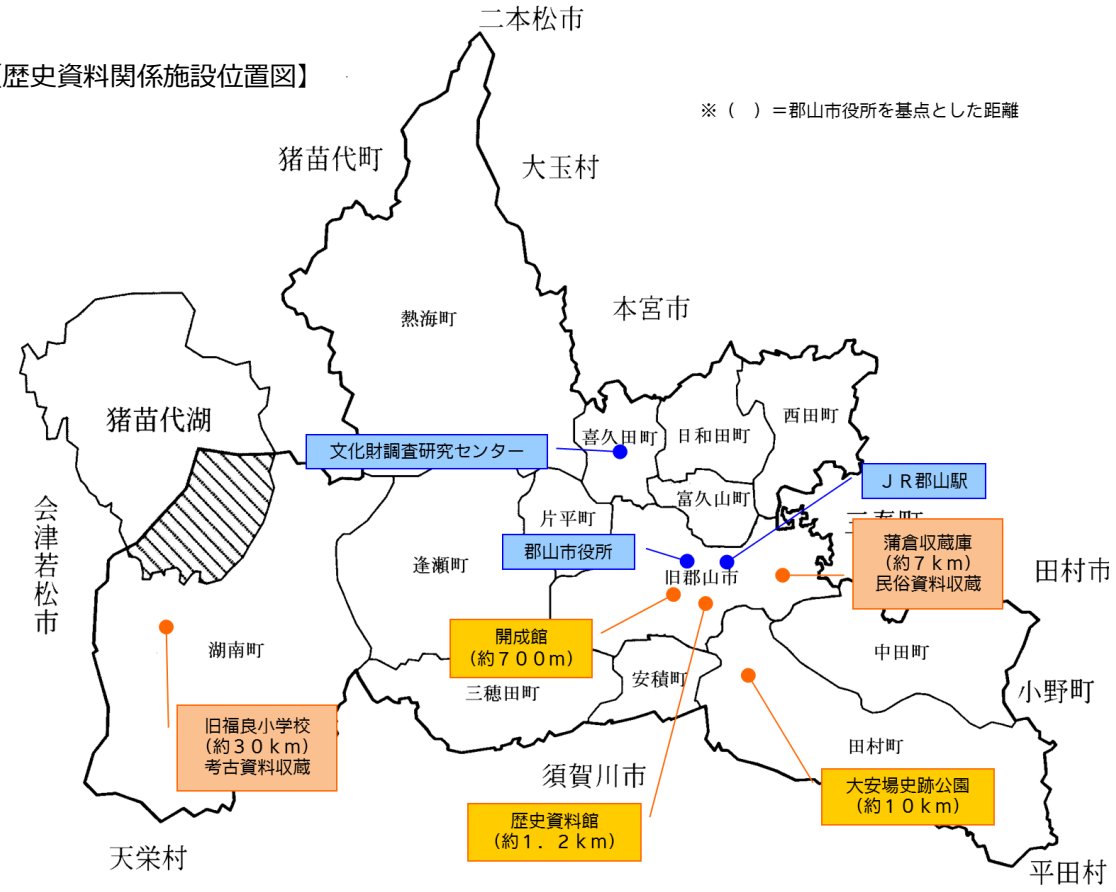

旧福良小学校

歴史資料館

蒲倉収蔵庫

（２）資料別保管状況

ア　考古資料

資料はパレットに入れて保管されている。

各パレットを大きさごとに A～D タイプに分類して集計すると次のとおり。

①　タイプ別パレット寸法と積上げ個数

	幅（㎜）	奥行（㎜）	高さ（㎜）	積上げ個数
A タイプ	440	600	140	12
B タイプ	440	600	290	6
C タイプ	640	640	700	1
D タイプ	330	1,340	140	1

考古資料保管状況（旧福良小学校）

② 施設別タイプ別保管パレット個数

	A タイプ	B タイプ	C タイプ	D タイプ
旧福良小学校	10,148	1,477	78	10
大安場資料館	58	22	0	0
文化財調査研究センター	190	97	5	5
合　　計	10,396	1,596	83	15

イ　文書資料

文書資料は、中性紙箱に入れて棚に並べて保管されている。

① 中性紙箱寸法と積上げ個数

	幅（㎜）	奥行（㎜）	高さ（㎜）	積上げ個数
中性紙箱	380	520	260	6

② 文書別保管箱数

	歴史文書箱	行政文書箱
郡山市歴史資料館	1,465	285

文書資料保管状況（郡山市歴史資料館）

行政文書

歴史文書

ウ　民俗資料

民俗資料は、市内の蒲倉の４つの収蔵庫に保管している。

民俗資料は、それぞれ形や大きさが違い、個々に数量を拾い出すことが出来ないため、各収蔵庫の体積を収蔵面積に必要な数値とした。

① 収蔵庫別体積

	幅（mm）	奥行（mm）	高さ（mm）	体積（㎥）
倉庫 1	9,200	4,700	2,200	95.1
倉庫 2	6,000	3,850	2,000	46.2
倉庫 3	4,200	2,400	2,200	22.2
倉庫 4	4,700	5,600	2,150	56.6

民俗資料保管状況（蒲倉収蔵庫）

工　収蔵資料の面積比率

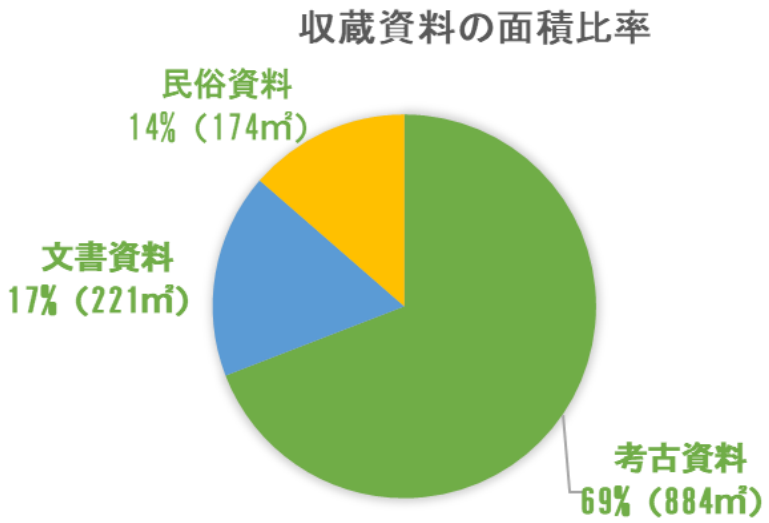

（3）現状の課題

ア　分散収蔵による資料管理の不便さ

- 文書資料以外（考古、民俗）の資料は、市役所を起点とした場合、保管場所

が約 10～30ｋｍ離れており、日常的に管理、把握することが難しく、文化財として公開・活用するのに不便である。

イ　既存施設利用における保管環境の問題

- 旧小学校は床が反り上がるなど変形しているところがあり、保管箱の転倒による資料の破損が危惧される。
- 保管場所が本来の博物館施設でないため、防犯・温度・湿度・防塵・防虫・防菌等の環境面でも極めて問題が大きい。

（４）望ましい資料保管のあり方について

一括収蔵により資料の保存、研究、運用の環境や利便性が向上

- 分散している歴史資料をできるだけ１か所にまとめて収蔵することで、一括管理ができ資料の散逸や損壊を予防することができる。
- 研究員が常駐していることで、資料の研究を常時できるとともに、研究成果を展示スペースで一般公開することもできる。

２．歴史資料の収蔵に必要なスペース

（１）必要面積

本市で保管している歴史資料（考古資料、文書資料、民俗資料）をすべて保管する場合、現有資料のみで、**1,160 ㎡** が必要となる。

※　資料の材質に応じた間取り（保管環境等）を考慮すると、さらに面積が必要。

※　将来的な資料増加を考慮するとさらに面積が必要。また、他の既存施設活用の検討も必要。

（２）算出条件

ア　考古資料・文書資料

スチールラックに収納することを条件として面積を算出。

① 考古資料

6 段のスチール棚に、A タイプは 2 段重ね、B タイプは 1 個づつ 3 列にして収納。

② 文書資料

6 段のスチール棚に、中性紙箱を 1 個ずつ 3 列にして収納

イ　民俗資料

蒲倉倉庫に保管されている資料を個別に調査していないため、4 つ

考古資料 A タイプ

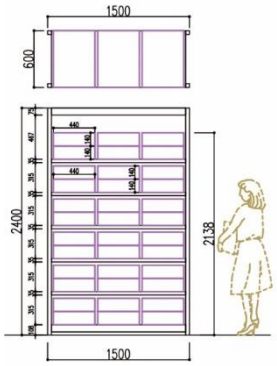

Aタイプ 36ボックス
3ユニット
スチールラック 耐荷重200kg/段

考古資料 B タイプ

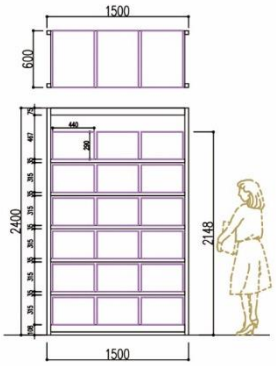

Bタイプ 18ボックス
3ユニット
スチールラック 耐荷重200kg/段

文書資料

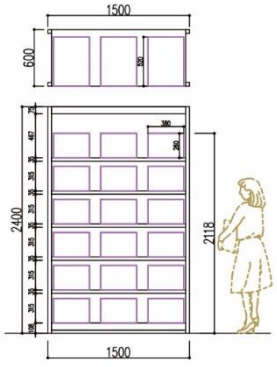

文書資料 18ボックス
3ユニット
スチールラック 耐荷重200kg/段

の倉庫の面積を必要面積として平面図に落とし込み、面積を算出。

※今後、民俗資料の種類に応じた収納棚と配置の検討が必要。

（3）必要面積シミュレーション

算出条件に基づいた棚数及び面積を仮にレイアウトし、通路等を含む必要面積をシミュレーション。

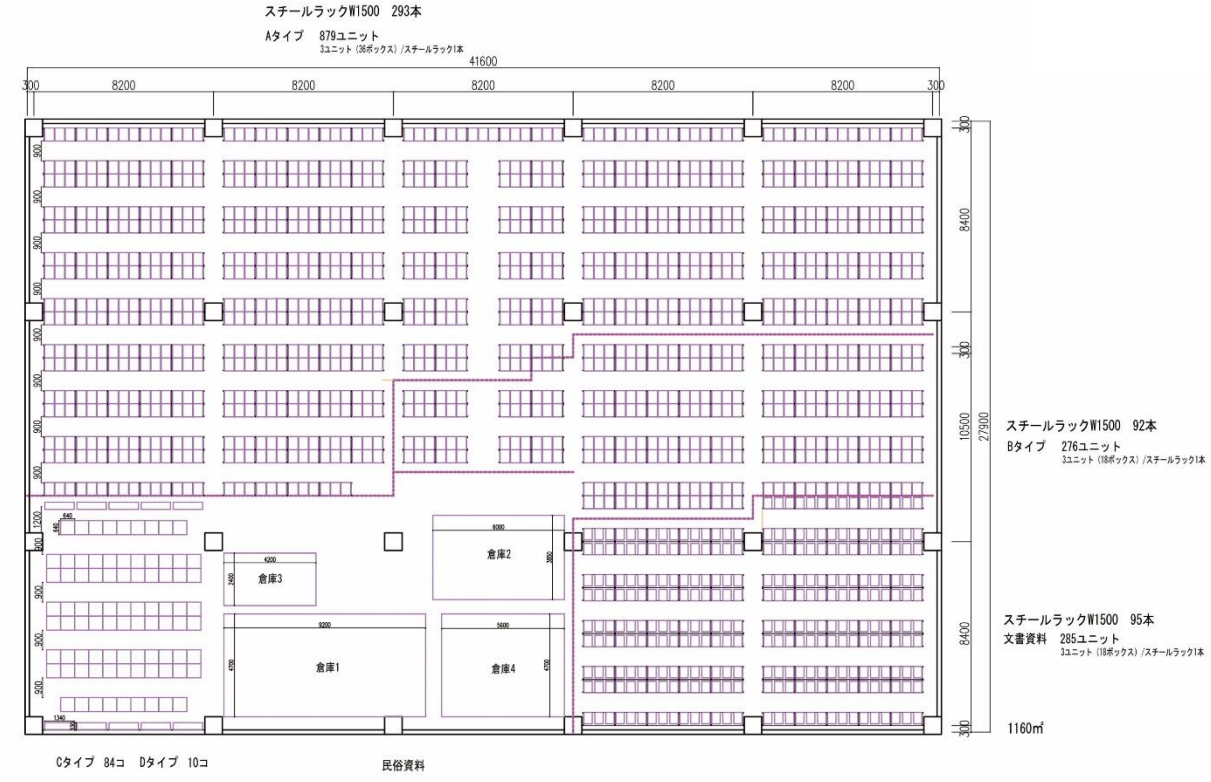

3．類似施設の状況

施設計画の参考として、「長野県立歴史館」の諸室・機能及び面積一覧、展示機能と保存機能の面積比を検討した。「長野県立歴史館」は、博物館機能、公文書館機能、埋蔵文化財センター機能を有するとともに、施設理念のひとつにとして「楽しむ場・憩いの場・交流の場としての役割を果たす」ことを掲げており、本施設との類似性がある。

長野県立歴史館の諸室面積　　※建築仕様：地上 2 階　RC 造一部 SRC 及び S 造

室名	面積	区分
常設展示室	1,278 ㎡	展示
企画展示室	292 ㎡	展示
展示資料収蔵庫	131 ㎡	保存
展示準備室	42 ㎡	交流・その他
講堂	225 ㎡	交流・その他
閲覧室	159 ㎡	交流・その他
特別閲覧室	42 ㎡	交流・その他
閲覧室事務室	16 ㎡	交流・その他
図書室	232 ㎡	交流・その他
特別図書室	53 ㎡	交流・その他
情報処理室	33 ㎡	交流・その他
映像情報室	73 ㎡	交流・その他
第一研修室	186 ㎡	交流・その他
第二研修室	148 ㎡	交流・その他
図書保管室	41 ㎡	保存
文献史料整理室	145 ㎡	保存
撮影・現像室	55 ㎡	保存
遺物整理室	348 ㎡	保存
保存分析室	45 ㎡	保存
木器処理室	97 ㎡	保存
休養室	37 ㎡	保存
保存修復室	39 ㎡	保存
X線分析室	13 ㎡	保存
蛍光X線分析室	12 ㎡	保存

室名	面積	区分
アルコール キシレン室	19 ㎡	保存
第一遺物収蔵庫	982 ㎡	保存
第二遺物収蔵庫	215 ㎡	保存
特別収蔵庫	71 ㎡	保存
行政文書書庫	592 ㎡	保存
古文書書庫	583 ㎡	保存
フィルム保管庫	42 ㎡	保存
学芸部室	148 ㎡	交流・その他
燻蒸室	19 ㎡	保存
長野県 人権啓発センター	188 ㎡	交流・その他
事務室	130 ㎡	交流・その他
会議室	59 ㎡	交流・その他
エントランス	431 ㎡	交流・その他
ホール		
その他諸室等	3236 ㎡	交流・その他
延床面積	10,457 ㎡	

（施設区分別面積合計）

交流・その他面積	5,401 ㎡
展示関係面積	1,570 ㎡
保存関係面積	3,486 ㎡

展示機能と保存機能の面積比率　1：2.22　≒　約 1：2.2 程度

４．同等規模施設における管理運営（人員配置）の事例

本施設の管理運営（人員配置）規模の参考として、延床面積 3,000 ㎡規模の場合を中心に、全国の類似施設における人員配置を調査した。

施設名	職員合計	正規・嘱託内訳		職能内訳		延床面積 (㎡)
		正規職員	嘱託等	専門職	管理職他	
長野県立歴史館	32	32	0	18	14	10,457
北海道立 北方民族博物館	16	10	6	6	10	3,292.1
北海道立函館美術館	14	7	7	3	11	3,290.5
一関市博物館	16	16	0	―	―	3,255
日立市郷土博物館	12	5	7	8	4	2,925
神奈川県立金沢文庫	17	14	3	―	―	2,805.9
高志の国文学館	16	13	3	―	―	3,070

※長野県立歴史館は、施設機能面での類似施設として掲載した。

５．（仮称）郡山市公文書・歴史情報館基本構想に係る懇談会設置要綱

（設置）

第１条　本市が所有する歴史資料の効果的な活用を図るとともに、郷土の歴史を学ぶことができる（仮称）郡山市公文書・歴史情報館の基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するに当たり、有識者から意見を聴くため、（仮称）郡山市公文書・歴史情報館基本構想に係る懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　懇談会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

(1)（仮称）郡山市公文書・歴史情報館の備えるべき機能・立地等に関すること。

(2)（仮称）郡山市公文書・歴史情報館の資料の保存及び活用に関すること。

(3)（仮称）郡山市公文書・歴史情報館の組織体制の整備に関すること。

(4) その他基本構想の策定に必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　懇談会は、委員 10 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市内に住所を有する者

(3) その他市長が必要と認める者

３　懇談会に会長を置き、委員の互選によって定める。

４　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

５　委員の任期は、基本構想の策定が終了するまでとする。

６　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第４条　懇談会の会議は、会長が議長となる。

２　会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第５条　懇談会の庶務は、文化スポーツ部文化振興課において処理する。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 28 年７月７日から施行し、基本構想の策定が終了したときは、その効力を失う。

6．（仮称）郡山市公文書・歴史情報館基本構想に係る懇談会委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	氏名	区分	主な役職名	備考
1	石田　宏壽	地元有識者	道因寺住職	会長
2	大河　峯夫		郡山地方史研究団体連絡協議会　会長	
3	柳田　和久		郡山市文化財保護審議会　副会長	
4	佐野　千絵	文化財関係	独立行政法人国立文化財機構　東京文化財研究所 保存科学研究センター　センター長	
5	白石　　烈		宮内庁書陵部編修課　内閣府事務官（研究職）	
6	柳沼　賢治		福島大学うつくしまふくしま未来支援センター 特任教授	
7	白井　哲哉	博物館関係	筑波大学図書館情報メディア系　教授	
8	菊地　芳朗		福島大学行政政策学類　教授	
9	會田　容弘		郡山女子大学短期大学部地域創成学科　教授	
10	浦部　智義	建築・まちづくり関係	日本大学工学部建築学科　教授	

７．（仮称）郡山市公文書・歴史情報館基本構想に係る懇談会開催経過

No.	期日	会議概要
1	2016 年 7 月 26 日	・委嘱状交付、会長選出 ・基本構想策定に向けた意見交換
2	2016 年 8 月 29 日	・基本方針等の整理
3	2016 年 10 月 12 日	・基本方針等の整理
4	2016 年 11 月 30 日	・基本構想（案）の検討
5	2017 年 2 月 20 日	・「基本構想草案」提出
6	2018 年 11 月 6 日	・基本構想策定の概要説明 ・施設のあり方、立地、規模の検討
7	2019 年 1 月 15 日	・基本構想原案及び概要の検討
8	2019 年 3 月 22 日	・基本構想原案及び概要の最終確認

（仮称）郡山市歴史情報・公文書館基本構想
2019 年 3 月
■発行　郡山市
■編集　郡山市文化スポーツ部　文化振興課
〒963-8601
福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号
TEL：024-924-2661
FAX：024-935-7834